

# 自動車税の障害者減免申請の事前受付を開始します

平成21年度定期課税分から

東京都では、身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳をお持ちの方で、一定の要件を満たす場合、自動車税・自動車取得税の減免を受けられる制度があります。この度、納税者サービスの向上を目的として、下記のとおり申請手続を見直します。

## ◇ 減免申請の事前受付（平成20年12月1日から開始）

これまで、定期課税分については、当該年度の4月1日から納期限までに受付けていましたが、今後、6月から翌年3月末までの期間において、翌年度からの減免適用を条件として、事前受付を開始します。

### <減免申請の受付期間>

年	20年	平成21年							平成22年	
月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	……	2月	3月
従来	受付せず				21年度分		受付せず			
今後	21年度分（事前受付）				21年度分		22年度分（事前受付）			

※ 新車の購入など、自動車を新規に取得し、自動車税又は自動車取得税が課税される場合は、従来どおり、申請期限は「登録の日から1ヶ月以内」となっております。申請期限を過ぎますと、当該年度の減免は受けられませんのでご注意ください。

【問い合わせ先】

主税局課税部課税指導課 03-5388-2954